

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。